山口県
周南市









企業立地支援制度ガイドブック

【令和８年４月版】

周南市産業振興部商工振興課
企業立地推進室

目　　次

「周南市」について

周南市の概要 1

周南市の企業立地支援策

1　事業所等設置奨励金（事業所等の新設、増設、更新） 3

２－１本社機能移転等促進補助金 5

２－２固定資産税の不均一課税 6

参考（本社機能移転等に係る国と県の優遇制度） 7

3　国制度：先端設備等導入基本計画（中小企業の設備投資支援） 8

中心市街地等への事業所立地支援策（オフィス・店舗開設支援）

1　情報・通信産業等支援補助金 9

2　まちなかオフィス立地促進事業補助金 11

3　テナントミックス推進事業費補助金 13

周南市中小企業振興融資制度

周南市中小企業振興融資制度について 14

1　保証付制度融資 16

2　プロパー制度融資 18

「周南市」について

■まちづくりの基本理念「将来世代へ責任あるまちづくり」

【目指す姿】商工業の活性化により、活力ある地域経済が展開されるまち

持続可能な商工業を実現するため、カーボンニュートラルコンビナートの推進や産業基盤の強化を図るとともに、企業誘致や創業・就労支援などにより、多様な就労機会の創出や地域雇用の確保に取り組みます。

（第３次周南市まちづくり総合計画（令和７年３月）一部抜粋）

総面積	656.29 平方 km　【東西約 37km、南北約 39km】
人口	137,540 人　（令和 2 年国勢調査　人口等基本集計）
世帯数	63,289 世帯　（令和 2 年国勢調査　人口等基本集計）



新幹線（のぞみ）で

東京（東京駅）	→	徳山駅	約 4 時間 20 分
大阪（新大阪駅）	→	徳山駅	約 1 時間 45 分
広島（広島駅）	→	徳山駅	約 20 分
福岡（博多駅）	→	徳山駅	約 45 分

飛行機で

東京（羽田）	→	山口宇部空港または岩国錦帯橋空港	約 1 時間 30 分
		山口宇部空港または岩国錦帯橋空港から車で	約 1 時間（高速道路使用）

フェリーで

大分（竹田津港）	→	徳山港	約 2 時間

周南市のデータ

■人口推移　（単位：人）

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	152,387	149,487	144,842	137,540

資料：国勢調査

■工業

	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額等（百万円）
平成 30 年	163	11,362	1,279,780
平成 31/令和元年	159	11,347	1,280,119
令和 4 年	181	11,784	1,405,021

資料：工業統計調査（平成 30 年・平成 31/令和元年）、経済構造実態調査（令和 4 年）

■小売業の状況

	商店数（店）	従業員数（人）	年間販売額（百万円）
平成 24 年	1,065	6,567	133,848
平成 28 年	1,058	7,175	140,809
令和 3 年	965	7,301	154,937

資料：経済センサス活動調査

■ＪＲ山陽新幹線駅別乗車人員の推移（山口県内）　（千人）

	新岩国駅	**徳山駅**	新山口駅	厚狭駅	新下関駅
令和 3 年度	230	**1,962**	1,835	449	1,373
令和 4 年度	300	**2,288**	2,354	482	1,579
令和 5 年度	345	**2,531**	2,744	518	1,692

資料：山口県統計年鑑

■高等教育機関等の状況（抜粋）

種別	名称	学部・学科等
大学	周南公立大学	経済経営学部、人間健康科学部、情報科学部
大学院	周南公立大学大学院	情報科学研究科応用情報科学専攻（専門職）
高等専門学校	徳山工業高等専門学校	機械電気工学科、情報電子工学科、土木建築工学科
高等学校（専門科のみ）	徳山商工高等学校	総合ビジネス科・情報ビジネス科、機械科、電子情報技術科、環境システム科
	南陽工業高等学校	機械システム科、電気科、応用化学科
	山口県桜ヶ丘高等学校	普通科（晃英館、特進、進学、創学コース）、商業科、電気科
専修学校等	徳山総合ビジネス専門学校	総合ビジネス学科、情報経理専攻科、情報経理科 日本語学科
	徳山看護専門学校	医療専門課程看護科
	山口県立東部高等産業技術学校	自動車整備科、設備システム科、機械デジタル科、溶接技術科、メカニカルデザイン科、造園科、CAD/CAM 短期コース

周南市の企業立地支援策

■１　事業所等設置奨励金（新設、増設、更新支援）

要　　件

「事業所等」とは…事業者がその事業の用に直接供する施設

業種・投下固定資産の額

	大企業	中小企業
①製造業 ②物流業 （製造業と密接に関連する事業に限る）	総額５億円以上 うち建物・償却資産※2 億 5 千万円以上	総額２千万円以上 うち建物・償却資産※ １千万円以上
ただし ・重点立地促進事業（別表１） ・ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ推進事業（別表２） 該当の場合は	総額１億円以上 うち建物・償却資産※５千万円以上	

※償却資産は、建物附属設備、構築物、機械又は装置（土地又は建物に固着されたものに限る）で、耐用年数が７年以上（カーボンニュートラル推進事業における実証事業は４年以上）のもの
土地については、設置工事の着工日前３年以内に取得したものに限る

区　分

新設・・市内に新たに事業所等を設置又は市内事業者が市外の大企業者又は中小企業者と共同で、新たに事業所等を設置した場合で、営業開始日における新規雇用従業員（本市に住所を有する）が大企業 10 人以上、中小企業３人以上であること

増設・・市内企業が新たに重点立地促進事業又はカーボンニュートラル推進事業に係る事業所等を設置した場合、市内企業が事業規模の拡大のため既存の事業所等を拡張した場合等

更新・・市内企業が現在の事業と同じ事業の設備や装置を更新した場合
（生産量・取扱量が増強される場合、製品の高付加価値化が推進される場合、温室効果ガスの排出量が削減されるなど環境への負荷が軽減される場合に限る）

申請時期

工事着工日の 90～30 日前までに申請　（最終期限：令和 11 年３月 31 日）

※建物・償却資産の購入後に工事が発生する場合は、購入日（≠契約日）の９０～３０日前まで

支援内容

大企業		中小企業	
奨励金の額	限度額	奨励金の額	限度額
投下固定資産に係る固定資産税相当額の １／２を２年間	10 億円	投下固定資産に係る 固定資産税相当額の 全額を３年間	１億円
※設置工事の着工日前３年以内に 5,000 ㎡以上の土地取得を行った事業所等は 60%を２年間			

※上記の新増設等に伴う雇用に係る補助もあります。（事業所等設置奨励金の指定を受けた場合のみ）
①**雇用奨励金**：事業所等の設置に伴う新規雇用１人につき 20 万円を補助
②**研究者集積奨励金**：研究所（※重点立地促進事業に係る研究開発の用に供する施設）の新増設に伴う研究員の転入・新規雇用１人につき 50 万円を補助

別表１（重点立地促進事業）

事業の類型		事業の内容（抜粋）
1	製造業における研究開発事業	（1） 新製品又は既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発を行う事業 （2） その他製造業に係る研究開発事業として市長が認めるもの
2	水素関連事業	（1） 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトその他の水素を燃料とする自動車又は産業用車両に水素を供給する事業 （2） 販売する目的で、水素を製造する事業 （3） 水素導管、水素燃料タンク等の水素を輸送又は貯蔵する設備を製造する事業 （4） 燃料電池その他の水素を用いて発電を行う製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （5） 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトその他の水素を燃料とする自動車若しくは産業用車両又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （6） その他水素関連事業として市長が認めるもの
3	医療関連事業	（1） 医薬品、医療機器又はこれらの基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （2） その他医療関連事業として市長が認めるもの
4	環境エネルギー関連事業	（1） 太陽光発電装置、風力発電装置その他の再生可能エネルギーを利用して発電を行う製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （2） 高効率発光ダイオード照明、有機エレクトロルミネッセンス関連製品、パワー半導体関連製品その他の消費電力低減製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （3） ハイブリッド自動車、電気自動車、クリーンディーゼル自動車その他の次世代自動車又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （4） その他環境エネルギー関連事業として市長が認めるもの
5	バイオ関連事業	（1） バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品、医療用品、機能性食品、高機能素材、燃料等の製品又はそれらの原料を製造する事業 （2） その他バイオ関連事業として市長が認めるもの
6	ヘルスケア関連事業	（1） 健康の保持及び増進又は介護を行う者の負担の軽減等に資する製品若しくは部材を製造する事業 （2） その他ヘルスケア関連事業として市長が認めるもの

別表２（カーボンニュートラル推進事業）

事業の類型		事業の内容（抜粋）
1	温室効果ガス回収等事業	（1）二酸化炭素などの温室効果ガスを回収し貯留する事業又は資源として活用する事業 （2）その他温室効果ガス回収等事業として市長が認めるもの
2	エネルギー転換事業	（1）温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造業における物品の製造工程で使用されるエネルギー（電力、熱等）の転換を図る事業であって、次のいずれかのもの ア エネルギーの製造設備又は関連設備を新設、改造又は更新する事業 イ エネルギーの原料（製造業で使用されるエネルギーの原料として安定的に市内で使用される計画であるものに限る。）を製造する事業 （2）その他エネルギー転換事業として市長が認めるもの
3	製造工程脱炭素化事業	（1）温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造業における物品の製造工程にある設備又は装置を新設、改造又は更新する事業 （2）その他製造工程脱炭素化事業として市長が認めるもの
4	カーボンニュートラル実証事業	（1）上記３類型のうちいずれかの事業を実施することを目的として、有効性又は経済性を検証する事業

■２　本社機能移転や拡充に伴う補助制度・税制優遇

実施主体	補助金・税制優遇	内容	該当頁
市	２－１ 本社機能移転等促進補助金	①市内事業所へ転勤・新規雇用に対する補助金 ②新たに取得した土地、建物、償却資産に係る固定資産税相当額の補助金 ③新たに賃貸した建物、駐車場等に要した経費に対する補助金	５頁
	２－２ 固定資産税の不均一課税	固定資産税の税制優遇	６頁
国	（参考）【国税】オフィス減税雇用促進税制	建物の取得等に対する減税措置	７頁
	（参考）【国税】雇用促進税制	雇用の増加に対する減税措置	
県	（参考）【地方税】不均一課税	法人事業税や不動産取得税の不均一課税	
	（参考） 本社機能等移転促進補助金	本県への本社機能の移転に対する補助金	

■２－１　本社機能移転等促進補助金

認定要件　※①かつ②に該当する事業者

①本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能の従業員が、10名以上（中小企業5名以上）増加する場合
②人事異動が終了する日及び営業開始日が令和13年3月31日を 超えない場合

本社機能：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、情報サービス事業部門、商業事業部門（一部）、サービス事業部門（一部）
移　　転：東京23区からの本社機能業務の市内への移転
拡　　充：市内での本社機能業務の新設又は拡大

支援内容

雇用奨励補助金（限度額：7千万円）	本社建物等整備奨励補助金（限度額：なし）	移転等賃借料奨励補助金（限度額：年額150万円）
市内の事業所へ転勤又は新規雇用された従業員一人につき、 **50万円**を交付 東京23区からの転勤者は、 **20万円** 加算 ※福利厚生施設及び児童福祉施設での雇用者は対象外 ※1年以上本市へ住所を有すること等、条件あり	新たに取得した土地、建物、償却資産に係る固定資産税相当額の **半額を2年間** 中小企業は、 **全額を3年間** 交付 ※本社機能に併せて整備される福利厚生施設及び児童福祉施設も対象 ※投下固定資産総額が2000万円（中小企業は1000万円）以上等、条件あり	新たに賃借した建物、駐車場等に要した経費の **半額を3年間** 交付 ※認定事業者と本社建物等の賃貸人等との間に、資本上の親子関係が存在しないこと

提出期限　令和10年3月31日　かつ次の補助金ごとに定める日の３０日前まで

雇用奨励補助金	本社建物等整備奨励補助金	移転等賃借料奨励補助金
営業開始日	本社建物等の工事着手日	本社建物等の入居日

■２－２　固定資産税の不均一課税

要　　件

山口県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、地域再生法に基づき、東京 23 区から本社機能の移転（移転型）や、市内で本社機能を拡充（拡充型）する場合に整備する設備投資があること。

対象資産

特別償却設備である家屋又は構築物および償却資産ならびに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る）

※特別償却設備
本社機能を有する事務所や研究所、研修所などの特定業務施設と、それに併せて整備された特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産で、
取得価額の合計が３，８００万円（中小企業１，９００万円）以上のもの

※償却資産
建物・建物附属設備・構築物・機械装置

支援内容（移転型・拡充型）

特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率を３年度間、軽減します。

（税　率）
①初年度分　：１００分の０.１４
②第２年度分：１００分の０.３５
③第３年度分：１００分の０.７０

申請期限

特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の１月３１日まで

【お問い合わせ先】
周南市商工振興課企業立地推進室（０８３４－２２－８２２３）

※国や県の補助制度については次ページを参照ください。

企業の本社機能移転等に係る優遇措置の概要

令和8年4月

本社機能の移転・拡充で、様々な優遇制度を受けることができます。

特定業務施設整備計画

拡充型又は移転型のいずれかで、計画を申請し、県の認定を受けることが条件です。

拡充型	地方において本社機能を拡充する場合
移転型	東京23区から地方に本社機能を移転する場合

【主な認定基準】
①特定業務施設（事務所、研究所、研修所）の整備
②従業員数が5人以上増加（中小企業１人以上増加）
※　移転型の場合、過半数が東京からの移転であること、もしくは、
東京からの移転者が初年度に過半数かつ計画期間中で1/4以上であること

国税　オフィス減税

建物の取得等に対し、減税措置を受けることができます。

【対象】
特定業務施設の用に供する建物、建物附属設備、構築物、児童福祉施設、福利厚生施設（寮、社宅等）
【要件】
取得価額が4,500万円以上
（中小企業1,000万円以上）

【新築・増築の場合】

拡充型	■法人税 特別償却15%　又は 税額控除4%
移転型	■法人税 特別償却25%　又は 税額控除7%

※移転・拡充ともに加算要件を満たす場合は上乗せあり

【中古資産の場合】**令和８年度から新設**

拡充型	■法人税 特別償却10%　又は 税額控除2%
移転型	■法人税 特別償却15%　又は 税額控除4%

地方税　不均一課税

法人事業税や不動産取得税の不均一課税を受けることができます。

【対象】
特定業務施設の用に供する建物、建物附属設備、構築物、機械装置等

【要件】
取得価額が3,800万円以上
（中小企業1,900万円以上）

拡充型	■不動産取得税 【税率】標準税率 × 1/10
移転型	■法人事業税 課税免除（3年間） ■不動産取得税 課税免除

＋

併せて、固定資産税の不均一課税を受けることができる場合があります。（市町により異なります。）

県補助金　本社機能等移転促進補助金

【参考】上記の国制度とは独立した県単独の制度

県外から本県に本社機能を移転する場合、支援を受けることができます。

【対　象】本社機能の移転に伴い、本県常用雇用者が5人（中小企業１人）以上増加する企業
【補助額】県外から本県に移転する本社機能に従事する常用雇用者1人あたり50万円

≪お問い合わせ先≫　山口県企業立地推進課
山口県山口市滝町1-1／TEL:083-933-3145／FAX:083-933-3178

参考（本社機能移転等に係る国と県の優遇制度）

■３　国制度：先端設備等導入基本計画

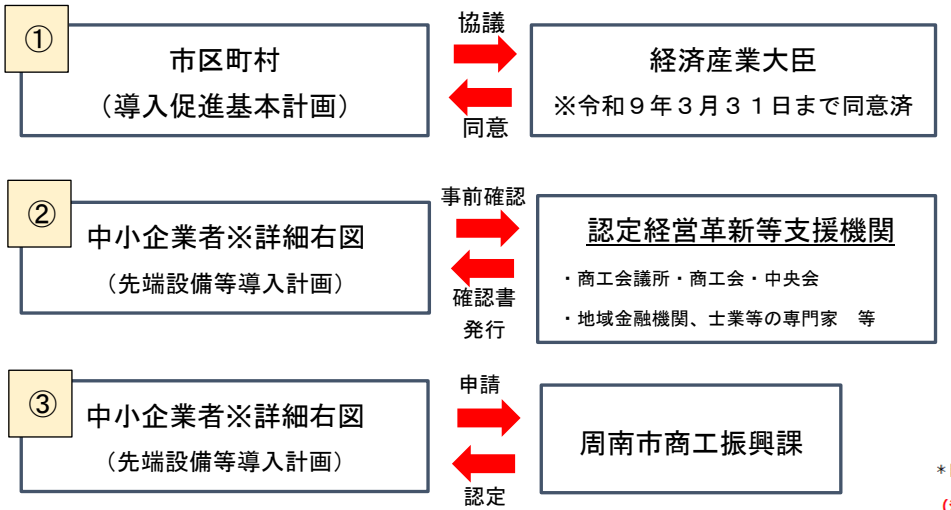
「先端設備等導入計画」の概要

●「先端設備等導入計画」は、**中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画**（労働生産性が年平均３%以上向上することが見込まれることが要件）。

●この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。**認定を受けた場合は固定資産税の軽減措置による税制支援や金融支援（信用保証）などの支援措置を活用することができる。**

対象者	資本金１億円以下の法人、従業員数１，０００人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備	**雇用者給与等支給額を１．５%以上、又は３%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明**（賃上げ表明）したことを位置づけた「先端設備等導入計画」に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率５%以上の投資計画に記載された①から④の設備（※令和９年３月３１日までに取得した設備） 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ①　機械装置（１６０万円以上） ②　測定工具及び検査工具（３０万円以上） ③　器具備品（３０万円以上） ④　建物附属設備（６０万円以上）※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・１．５%以上の賃上げ表明されたもの：３年間、課税標準を１／２に軽減 ・３．０%以上の賃上げ表明されたもの：５年間、課税標準を１／４に軽減

●申請までの流れ



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項 資本金の額又は出資の総額	中小企業等経営強化法第2条第１項 常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
政令指定業種	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
政令指定業種	旅館業	5千万円以下	200人以下

＊自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

中心市街地等への事業所立地支援策

■１　情報・通信産業等支援補助金

まちなかでの「情報・通信産業等」事業所の新規開設を支援します。

中心市街地等への都市型産業の立地を促進し、地域経済の活性化並びに雇用の創出及び拡大を図るため、新たに本市において情報・通信産業等を営む事業者に対して、事業に必要な経費（通信費、賃借料、研修費、人件費）の一部を補助します。

●対象要件　次の要件に該当する場合に対象となります。**【開設前にご相談ください】**

【新規開設をした日から３月以内に申請が必要です。】

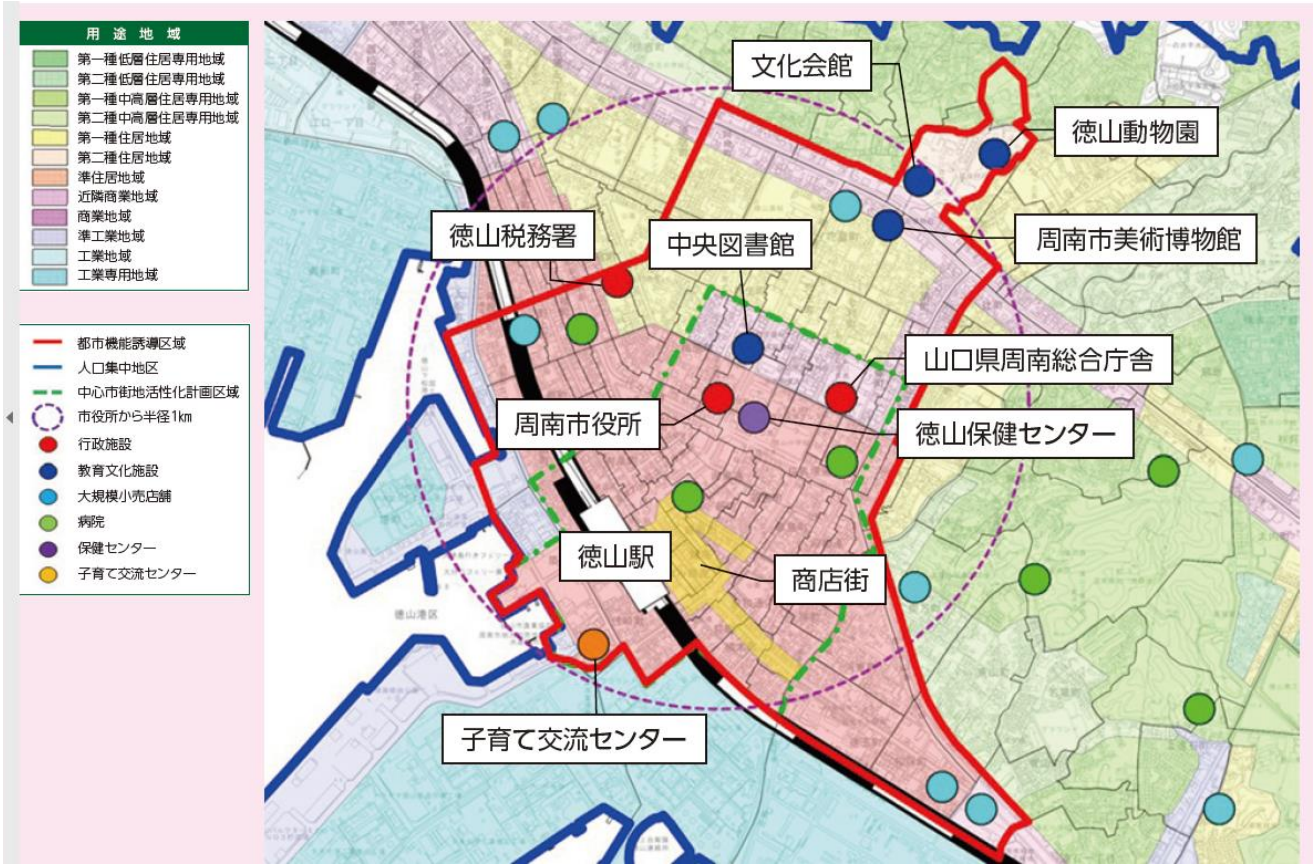
業　　種	○ソフトウェア業　　○情報処理サービス業　　○情報提供サービス業 ○広告業　　○デザイン業　　○自然科学研究所 ○コールセンター業　　○デジタルコンテンツ業（※１） ○インターネット附随サービス業（※２） ○事務処理センター事業（※３） ※１　デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業 ※２　（例）ポータルサイト・サーバ運営業、インターネット利用サポート業等 ※３　コンピュータと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業
要　　件	市外に本店所在地を置く事業者で、次の要件を満たすこと。 ①事業所の新規開設（市内事業所の移転等は除く） ②新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後１年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法の被保険者になっている者が５人以上であり、その後もその条件が維持されること ③事業者認定の決定から、概ね６月以内に本格操業を開始できること ④交付申請時において、都市機能誘導区域で上表に定める事業を１年以上継続して操業していること ⑤市税の滞納がないこと ⑥事業所の開設に当たり、周南市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

補助内容	**通信費、賃借料、研修費、人件費を補助** ①通信費　…　通信回線使用料×１／２以内（３年度間） ②賃借料　…　賃借料（事業所及び駐車場２台分まで）×１／２以内（３年度間） ③研修費　…　研修費等（受講料、試験料、旅費、講師招へい費等）×１／２以内 （新規開設の初年度１回のみで、限度額は１００万円） ④人件費　…　新規雇用従業者数×３０万円以内 （非正規従業員：１人当たり１５万円以内）（３年度間※） 注）①～③の経費の計について、補助上限は２千万円／年 注）④は、同一の新規雇用従業員に対して１回限り、３千万円／年を上限（※）
	＜補助対象エリア＞ 「周南市立地適正化計画（平成２９年３月策定・平成３１年２月改訂）」で定める「都市機能誘導区域（別紙地図を参照）」 ・徳山駅周辺都市機能誘導区域　：　２３８．３ヘクタール ・新南陽駅周辺都市機能誘導区域　：　５０．１ヘクタール

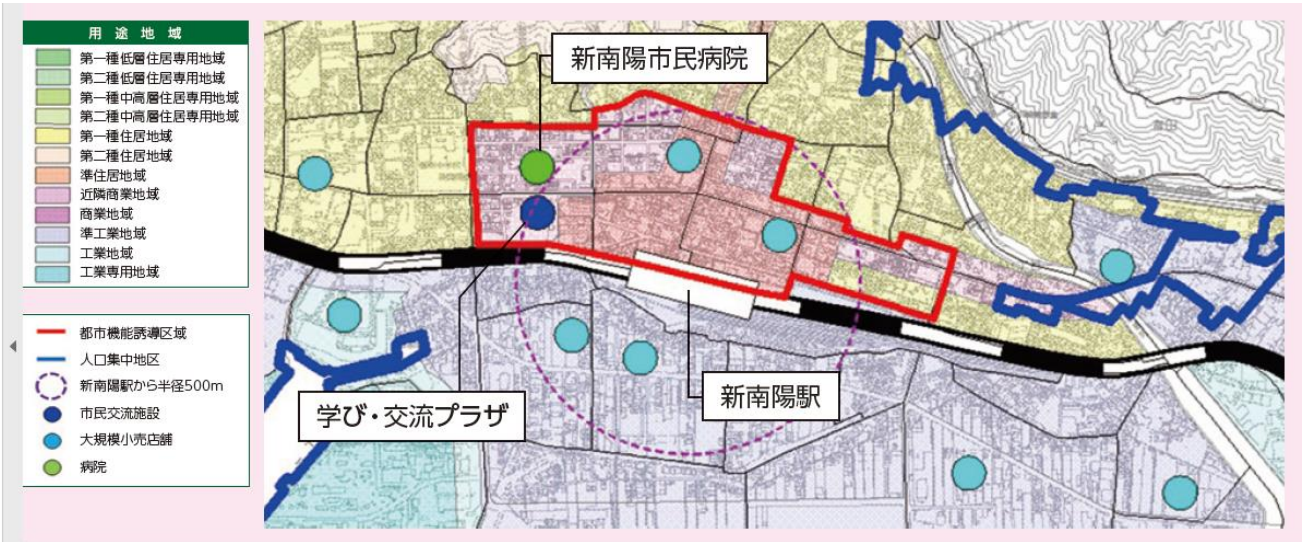
詳しくは、周南市商工振興課企業立地推進室（０８３４－２２－８２２３）まで、お問い合わせください。

ホームページリンク　https://www.city.shunan.lg.jp/site/kigyo-shien/2826.html

■徳山駅周辺都市機能誘導区域：238.3ha



■新南陽駅周辺都市機能誘導区域：50.1ha



※周南市立地適正化計画（概要版）（平成 31 年 2 月 1 日改定）より

■２　まちなかオフィス立地促進事業補助金

まちなかでのオフィス開設を支援します。

中心市街地における多様な業務の集積度を高め、拠点機能を向上させ地域経済の活性化を図るために、まちなかの賃借物件にオフィスを新規開設する事業者に対し、そのオフィスの賃借料及び雇用の創出に対し補助金を交付します。

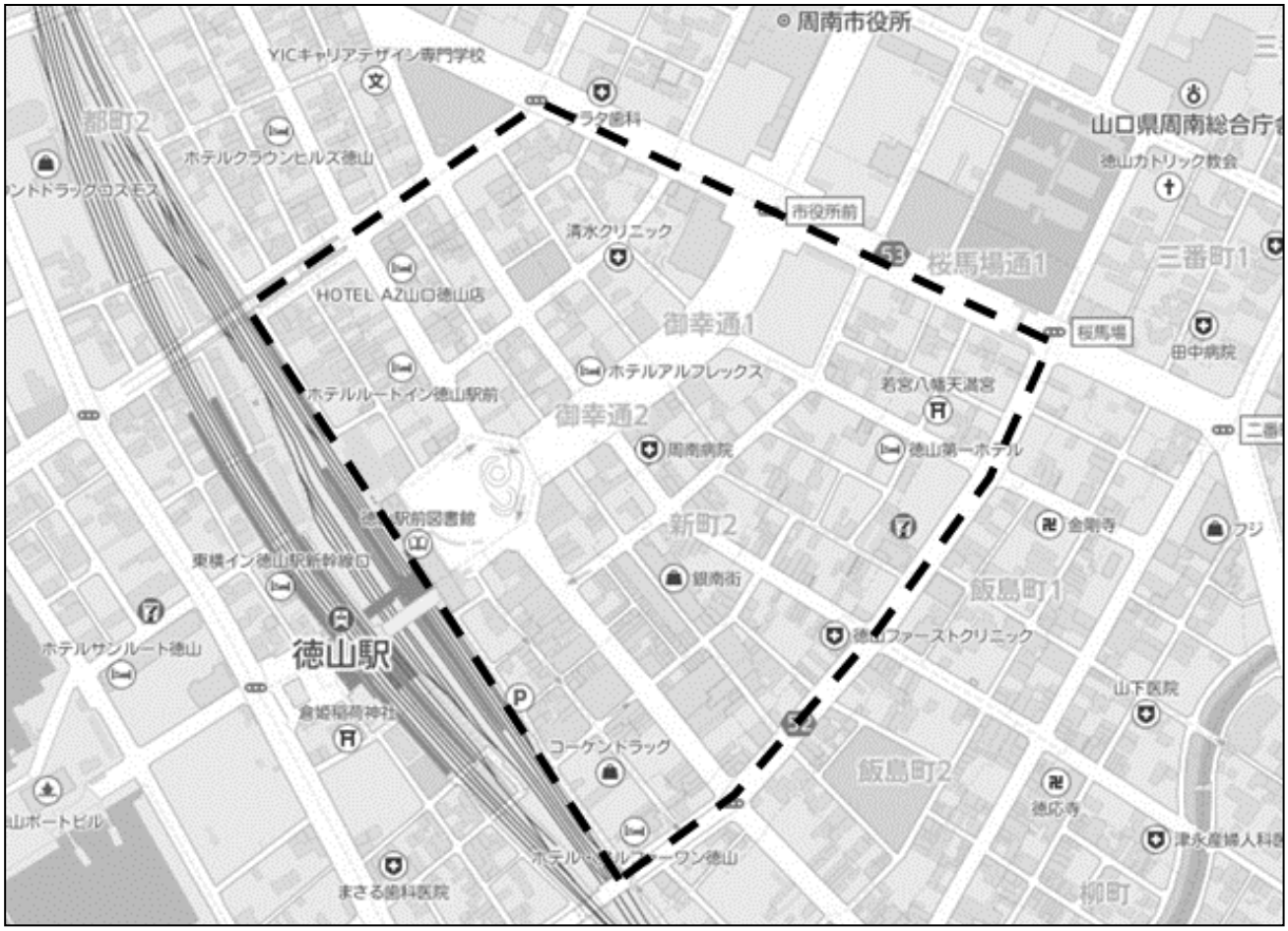
●対象要件　次の要件に該当する場合に対象となります。**【開設前にご相談ください】**

【オフィス開設予定日の９０日から３０日前までに申請が必要です。】

業　　種	○建設業　○製造業　○電気・ガス・熱供給・水道業　○情報通信業　○運輸業 ○卸売業　○金融・保険業（貸金業法第２条第１項に規定する貸金業を除く） ○不動産業、物品賃貸業　○学術研究、専門・技術サービス業 ○生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業 ○教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業　○医療、福祉 ○サービス業（政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く） ※下線の事業を営む者＝クリエイティブ産業を営む者
施　　設	事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、賃借面積の２分の１以上のオフィス（賃貸借契約を新規開設までに結んでいること）であること。
従業員数	**オフィス開設日時点**で、当該オフィスで常時使用する**従業員が３人以上**であること。ただし、事業者が、①新規創業者（＝開設日６月以内に創業した者）または②クリエイティブ産業を営む者（＝上記業種の内、下線の事業を営む者）である場合、一定条件を満たせば、従業員要件は不要（※常時従事する者が１人以上）となります。
対象地域	徳山駅前の一定の地域であること。（次頁「補助対象地域」のとおり）
新規開設	上記地域に新たに本社、支社、営業所、出張所等の機能を備えたオフィスを賃貸借契約により設置し、**広く一般に認識できる形で事業を開始すること。**
その他要件	・市税を完納していること。 ・オフィスの新規開設において本市の他の条例、規則、要項その他の規定による補助その他の助成を受けていないこと。

補助内容	**＜オフィス設置奨励金＞** **３年度間にわたり、賃借料（２台分までの駐車場を含む）の２分の１相当額を補助** ・補 助 率：補助対象経費の２分の１以内（１年あたりの補助限度額は１５０万円） ・対象期間：オフィスの新規開設日の属する月又はその翌月から継続して最長３年間 ・対象経費：①オフィスの賃借に要した経費 ②オフィスでの業務に必要な２台分までの駐車場の賃借に要した経費
	＜地元雇用奨励金＞ **オフィス開設に伴う新たな雇用に係る経費を補助** **・補助額：新規雇用者１人あたり２０万円、限度額は２００万円（初年度のみ）** ・対象者：次の全ての要件を満たす従業員 ①オフィスの新規開設日の前後２月以内に雇用された者 ②当該補助金交付申請書の提出日まで１年以上継続雇用、かつその間継続して本市に住所を有する者

●補助対象地域（※破線内）



●申請の方法

申請は、商工振興課において随時受け付けます。

① **オフィス開設予定日の９０日から３０日前までに**「オフィス認定申請書」等を提出していただきます。
② 市の審査後、オフィス認定申請審査結果通知書を送付いたします。
③ **オフィス開設日以降速やかに**「新規開設届」を提出していただきます。
④ **オフィス開設日から１年経過時に**「補助金交付申請書」等を提出していただきます。
⑤ 補助金交付決定通知書を送付いたします。
⑥ 「補助金交付請求書」を提出していただきます。
⑦ 補助金を振り込みます。

◆２年目、３年目については、④から⑦の手続きを行うこととなります。

詳しくは、周南市商工振興課企業立地推進室（０８３４－２２－８２２３）までお問い合わせください。

ホームページリンク　https://www.city.shunan.lg.jp/site/kigyo-shien/2826.html

■３　テナントミックス推進事業費補助金

周南市中心商店街に出店しようとする方を支援します。

商店街の集客力の源泉となる「魅力ある店舗」の出店を促すために、意欲ある出店者に対し、補助金を交付します。

●交付額

補助対象	補助金の額	限度額	
		１階への出店	２階又は地下１階への出店
店舗改装費	補助対象経費の２分の１	１００万円	５０万円
広告宣伝費	補助対象経費の２分の１ （上限２０万円）		

●補助対象エリア・物件

右図エリア内の空き店舗の物件



●補助金申請の流れ

事前相談 ⇒ 補助金交付申請書等の提出 ⇒ 審査会 ⇒ 交付決定 ⇒ 補助事業開始 ⇒ 実績報告 ⇒ 交付確定 ⇒ 交付請求

●対象要件　　下記に該当する方が対象になります。

対象要件	１．補助対象エリア内の空き店舗で店舗営業を行うこと ２．補助を受けて開店後、１年以上営業を継続すること ３．飲食業については、以下に掲げる項目のうち、いずれかにあてはまること ・学生に対する特別なサービスがあり、来街する学生の増加につながる店舗 ・子どもや子育て層に対する特別なサービスや設備があり、来街する子どもや子育て層の増加につながる店舗 ・周南市地産地消店の認定基準を満たしている店舗 ・産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受け、証明書を取得した者が経営する店舗（当該事業の証明を受けた業種・内容で、有効期限内のものに限る） ４．既に本補助金の交付を受けていない案件であること ５．昼間の営業を行うこと ６．市税を滞納していないこと ７．補助対象エリア内で、移転前の店舗を空き店舗としないこと　等

●出店に関するご相談

店舗改装に着手する前に、まちなか出店サポートセンターへご相談ください。

窓　口	まちなか出店サポートセンター（(株)まちあい徳山内） 周南市銀南街４番地　徳山銀南街ビル１Ｆ ＴＥＬ：０８３４－３３－９６１２ ※月～金（祝日を除く）の９：００～１７：００

詳しくは、周南市商工振興課中心市街地活性化推進担当（０８３４－２２－８４３８）までお問い合わせください。

周南市中小企業振興融資制度のご案内

市内の企業、個人事業主への融資を行います。

市内の中小企業者等に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興発展を図ることを目的として、金融機関を通じて融資制度を運用しています。

◎融資の基本要件（共通）

・市内に事業所を有し、１年以上の事業実績があること（一部の資金を除く）。
・市税の滞納がないこと。

業種			中小企業者(いずれかを満たす)		小規模企業者
			資本金	従業員数	従業員数
一　般			3億円以下	300人以下	20人以下
内	ゴム製品製造業		3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業			1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業			5千万円以下	100人以下	5人以下
内	ｿﾌﾄｳｪｱ業･情報処理ｻｰﾋﾞｽ業		3億円以下	300人以下	20人以下
	宿泊業･娯楽業		5千万円以下	100人以下	20人以下
	宿泊業の内	旅館業	5千万円以下	200人以下	20人以下
小売業			5千万円以下	50人以下	5人以下

※平成２７年１０月１日から特定事業を行う特定非営利活動法人も市制度融資を利用することが可能になりました。

特定非営利活動法人	中小企業者	小規模企業者
	従業員数	従業員数
一　般	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下

◎保証付制度融資　※保証料は市が全額助成します！

○申込み　　下表の「申込先」にお申し込みください。
○必要書類　「保証付制度融資　申込必要書類」をご覧ください。
○審査・決定　金融機関及び山口県信用保証協会による審査があります。

地　区	申込先	審査
全地域	山口銀行 西京銀行 もみじ銀行 広島銀行 伊予銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫 徳山商工会議所 新南陽商工会議所	**申込順に随時** **※必要に応じて、審査会で審査します。**

◎プロパー制度融資

○申込み　　取扱金融機関に直接お申し込みください。
○必要書類　・金融機関の指示に従ってください。
○審査・決定　審査は通常の金融機関からの借入と同様、金融機関が行います。

◎保証付制度融資　申込必要書類

１．共通書類

書類名	備　考
周南市中小企業振興融資制度申込書	
信用保証委託申込書等	信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、 申込人（企業）概要、信用保証委託契約書
個人情報の提供に関する同意書	（宛先）取扱金融機関
	（宛先）山口県信用保証協会
滞納の無いことの証明書（市）	市税の滞納が無いことの証明書
決算書及び確定申告書	＜個人の場合＞　直近２期分の決算書、確定申告書 ＜法人の場合＞　直近２期分の決算書（科目内訳書を含む）及び 確定申告書（直近の別表を含む）
印鑑証明書（法務局）	法人の場合のみ
印鑑登録証明書（市）	法人の代表者又は個人事業主
残高試算表	申込日が決算期から6ヶ月以上経過している場合のみ

２．申込内容により必要となる書類

書類名	備　考
個人情報の取り扱いに関する同意書	（宛先）徳山商工会議所・新南陽商工会議所（連名） （申込先が商工会議所の場合）
見積書等	資金使途が設備の場合
定款（写）	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合
履歴全部事項証明書（商業登記簿謄本）	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合
住民票又は在留カード(写)もしくは特別永住者証明書(写)もしくは外国人登録証明書	外国人の場合（在留資格及び在留期間(満了日等)の確認のため添付） ※外国人登録証明書は、切替期限までの一定期間のみ、在留カード又は特別永住者証明書とみなされ有効です。
許認可証（写）	事業上必要な許認可証等の写し
受注工事明細書	建設業の場合
セーフティネット保証認定書	小規模・中小企業経営安定資金（１）による場合
小規模・中小企業経営改善資金対象要件申告書	小規模・中小企業経営安定資金（２）による場合
経常利益赤字が分かるもの	小規模・中小企業経営安定資金（２）－（イ）による場合
被災証明書等	小規模・中小企業経営安定資金（４）による場合
創業計画書又は事業計画書	創業支援資金の場合
融資推薦書	
住民票の写し（原本）	創業支援資金で融資金利の引き下げを適用する場合
生年月日が確認できる本人確認書類(写)	
認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明	
都市機能誘導区域内で新たに事業を開始することが分かる書類	
事業計画書	都市機能誘導区域活性化資金の場合
誓約書	資金使途が土地取得の場合（事業目的による取得である旨を誓約）

※上記以外にも、資金ごとに必要な資料や追加資料を提出していただくことがあります。

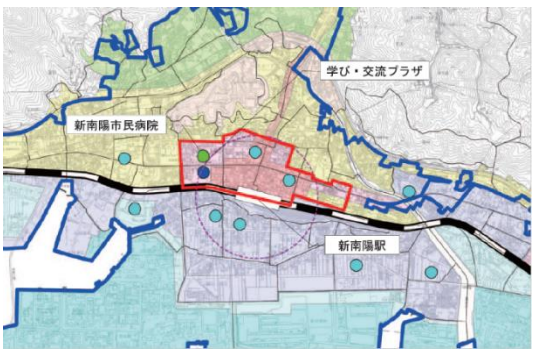
◎都市機能誘導区域活性化資金対象区域

都市機能誘導区域（下図の赤線で囲まれた区域）
周南市立地適正化計画で定められた

◎徳山駅周辺の区域（約２３８ヘクタール）



◎新南陽駅周辺の区域（約５０ヘクタール）



■１　保証付制度融資（山口県信用保証協会の保証を要するもの）

《基　本　要　件》
１．住所（法人は事業所所在地）が周南市内であること。
２．１年以上の事業実績があること（創業支援資金を除く）。　３．市税の滞納がないこと。
４．小規模企業特別資金、小規模・中小企業経営改善資金以外は、資金ごとの契約口数は１口となります（１資金、１契約）。
《貸　付　方　法》中小企業短期資金は手形貸付、それ以外は証書貸付とする。

資　金　名	目　　的	融　資　対　象
小規模企業特別資金	小規模企業者向け事業資金の融資	小規模企業者 （融資限度額の範囲内において、**2口目**の契約を可とする。ただし、既存口を反復借換する場合は、分割返済期間が2年以上であることを要する。）
小規模・中小企業経営改善資金	不況克服、企業安定のための資金の融資	次のいずれかを満たす小規模企業者及び中小企業者 （融資限度額の範囲内において、**2口目**の契約を可とする。ただし、既存口を反復借換する場合は、分割返済期間が2年以上であることを要する。） (1)　セーフティネット保証の認定を受けたもの (2)　最近3ヶ月又は6ヶ月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、次のいずれかを満たすもの (ア)売上高の減少が5%以上 (イ)直近決算において経常利益ベースで赤字であること (3)　山口県指定の指定再生手続開始申立等事業者に債権（売掛金債権及び前渡金返還請求権）を有するもので、債権額が50万円以上又は取引依存度が20%以上であること (4)　災害により事業活動に影響を受け、被災証明書等を受けたもの
創業支援資金	新たに創業しようとするもの又は創業した小規模企業者が必要とする資金の融資	次のいずれかに該当する小規模企業者で、直ちに実行可能な創業計画又は事業計画を有し、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの (1)　市内で新たに事業を開始する個人（事業を現に営んでいないものに限る。）又は事業を開始して5年未満のもの (2)　市内で新たに会社を設立する個人（事業を現に営んでいないものに限る。）又は設立後5年未満の会社（法人成りした場合を含む）
都市機能誘導区域活性化資金	都市機能誘導区域での店舗等の新増設・改装等により、地域活性化を図るための融資	次の要件を満たす小規模企業者及び中小企業者 周南市立地適正化計画で徳山駅及び新南陽駅周辺に設定された、 都市機能誘導区域内で事業を行っているもの又は当該区域で新たに事業を開始しようとするもので、直ちに実行できる具体的な事業計画等を有するもの
小規模・中小企業者設備投資促進資金	事業用の設備投資を促進するための融資	次のいずれかの資金を必要とする小規模企業者及び中小企業者 (1)　生産性の向上、エネルギー消費量の削減その他経営環境を改善するための設備に要する資金 (2)　従業員のための施設整備その他労働環境を改善するための設備に要する資金

資金使途	融資限度額	融資利率	保証料率 ※1	融資期間 ()内は据置期間	返済方法	保証人・担保	取扱金融機関
	千円	年%	年%	年以内			
運転設備	10,000	1.5		7(1年)	月賦		
運転	15,000	1.4		10(2年)	月賦		
運転設備	15,000	1.3 次のいずれかの要件を満たすものについては、上記融資利率から 0.2%引き下げる。(併用不可) (1)県外からの移住者(転入後1年以内のものに限る。) (2)30 代以下のもの (3)産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けたもの (4)都市機能誘導区域内で創業するもの	協会所定の率 **全額市助成**	10(1年)	月賦	保証人: (法人)原則として代表者 (個人)不要 担保: 必要に応じて徴求	山口銀行 西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 伊予銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫
運転設備 ※運転のみの利用は不可	20,000	1.4		15(1年)	月賦		
運転設備 ※運転は設備に付随する諸経費	20,000	1.5		15(1年)	月賦		

※1…セーフティネット保証制度の認定を受けた場合の保証料率は、年 0.8%。

■２　プロパー制度融資（取扱金融機関に直接申し込むもの）

資金名	目的	融資対象
中小企業運転資金	中小企業の運転資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者
中小企業設備資金	中小企業の設備資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者
組合資金	組合の事業推進・強化のための融資	組合
中小企業短期資金	商品仕入、諸決算又は賞与支給等のため、一時的に必要とする資金の融資	小規模企業者及び中小企業者並びに組合

<table>
<tr><th>資金
使途</th><th>融資
限度額</th><th>融資
利率</th><th>保証
料率</th><th>融資期間
（ ）内は
据置期間</th><th>返済
方法</th><th>保証人・担保</th><th>取　扱
金融機関</th></tr>
<tr><td></td><td>千円</td><td>年％</td><td>年％</td><td>年以内</td><td rowspan="3">月賦</td><td rowspan="5">保証人：
（法人）原則として代表者
（個人）不要

担保：
必要に応じて徴求</td><td rowspan="5">山口銀行
西京銀行
広島銀行
もみじ銀行
伊予銀行
東山口信用金庫
商工組合中央金庫</td></tr>
<tr><td>運転</td><td>15,000</td><td>1.7</td><td>－</td><td>７（６月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設備</td><td rowspan="2">30,000</td><td>1.8</td><td>－</td><td>１０（１年）</td></tr>
<tr><td>1.9</td><td>－</td><td>１５（１年）</td><td rowspan="2">月賦</td></tr>
<tr><td>運転</td><td>50,000</td><td>1.7</td><td>－</td><td>５（１年）</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>50,000</td><td>1.8</td><td>－</td><td>１５（１年）</td><td></td></tr>
<tr><td>運転</td><td>15,000</td><td>1.7</td><td>－</td><td>６月</td><td>分割
又は
一括</td><td></td></tr>
</table>

詳しくは、周南市商工振興課商工労働担当（０８３４－２２－８３７３）まで、お問い合わせください。

企業立地支援制度ガイドブック【令和８年４月版】

＜お問合せ先＞
周南市産業振興部　商工振興課　企業立地推進室
〒745-8655　山口県周南市岐山通１丁目１番地
ＴＥＬ　：　0834-22-8223
Ｅ-mail：　shoko@city.shunan.lg.jp